

みんなで進める千歳のまちづくり条例（解説）

（前文）

私たちのまち千歳には、
支笏湖などの豊かな自然があります。
国際空港の新千歳空港があります。
多くの企業が立地する工業団地があります。
そして、自衛隊の駐屯地や基地があります。
千歳は、自然と産業を共存させて、今や北海道有数の交通・産業の拠点都市といえるまでの発展を遂げてきました。

現在、少子高齢化の進展などにより社会・経済状況が変化する中で、ゆとりや生活の向上を求めて市民の価値観が多様化・複雑化し、特色あるまちづくりが求められています。

このような状況の中で、住みよさを実感し、誇りを持てるまちを実現するためには、これまで行政が担ってきた公共の分野に市全体で取り組むことが求められ、市民が自主的なまちづくり活動を行うとともに、これまで以上に市民のニーズを反映しながら行政活動が行われることが重要となっています。

かつて、私たちのまちでは、村民総出で無償の汗を流して抜根と整地を行い、広大な火山灰地に着陸場をつくりました。自分の持っている知識や能力を生かし、社会貢献したいという市民の意識の高まりがみられる今こそ、「事に当たって一致団結する」先人たちの精神を呼び覚まし、みんなで力を合わせ、知恵を出し、汗を流すことが求められています。

それは、本来のまちづくりの姿であり、千歳が目指す「みんなで進めるまちづくり（市民協働によるまちづくり）」です。

そして、市民協働を推進するためには、理念や役割分担を明確にするとともに、課題・情報の共有、人材育成、市民が行政活動に積極的に参加できる仕組みづくりなど様々な環境の整備が必要となります。

そこで、市民協働の推進に必要な事項を誰もがわかりやすい約束事として定めるため、この条例を制定します。

解説

条例制定の背景や基本的な考え方をわかりやすく整理します。

- ・ まちづくりは、本来日常生活の一部であったものであり、そこに住む住民（市民）が、相互扶助の精神で主体的に行ってきた活動です。
- ・ しかし、高度経済成長と共に拡大した市民ニーズを公共サービスとして行政（市）が引き受け、提供してきた結果、行政の肥大化を生むこととなりました。また、「まちの公共的な仕事は行政が行うもの」という市民の意識があり、現実としてまちづくり活動へ市民が参加する割合は、必ずしも高くない状況にあります。
- ・ 千歳の発展の礎（いしずえ）となった村民総出の着陸場づくり（ 1 ）。その時の「事に当たって一致団結する」という姿勢や世代を越えた協力関係は、千歳のまちづくりの根底に脈々と流れてきたものであり、今それが求められているといえます。

- ・ この一致団結する姿勢を呼び覚まし、みんなで手を携えること（＝市民協働）によりまちづくりを進め、住みよさを実感し、誇りを持てるまちを目指していきます。
- ・ 市民協働を推進するためには、目標や役割、必要な仕組み・制度などを整備することが必要です。これらを市民と市の約束事として定めるために、この条例を制定します。

（ １ ） 村民総出の着陸場づくり

大正15年8月、私鉄北海道鉄道（現千歳線）が開通して、千歳村に初めて汽車が走りました。小樽新聞社がこの鉄道を利用した旅行会を計画し、昼食の応援を千歳村に依頼しました。小樽新聞社は、そのお礼として購入したばかりの飛行機で千歳の上空を飛来することを伝えました。ところが、千歳の村民は、「どうせなら着陸した機体を間近で見たい」と考え、村民大会において全会一致で着陸場の建設が決まりました。

「事に当たって一致団結する」精神のもと、村民が老若男女の別なく、腰弁に鋤や鍬をかかえて、2日間にわたり抜根や整地を行った結果、村民の汗の結晶による約7千坪の着陸場が完成しました。

そして、同年10月22日、小樽新聞社の「北海一号機」は、住民が歓呼で迎える中で、無事に着陸し、村民はその成功を祝いました。

ここに新千歳空港の第一歩が始まりました。

(趣旨)

第1条 この条例は、市民協働によるまちづくりの基本理念を定め、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」といいます。）並びに市の役割を明らかにするとともに、市民協働の推進に関し必要な事項を定めるものとします。

解説

条例制定の趣旨を定めています。

- ・ この条例は、市民協働によるまちづくりの基本理念を定め（第3条）市民、市民活動団体、事業者（以下「市民等」といいます。）市の役割を明らかにし、市民協働を推進するために必要な事項を定めます。

市民、市民活動団体、事業者、市の役割は、以下の条で明らかにしています。

市民、市民活動団体の役割（第5条）

事業者の役割（第6条）

市の役割（第7条）

市民協働を推進するために必要な事項は、次のとおりです。

1. 行政活動への市民参加手続（第8条～第12条）
2. 市民公益活動を促進・支援するための制度（第13条～第16条）
3. 条例の見直し等（第17条）

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民協働 市民等及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの役割を自覚し、協力して行動することをいいます。
- (2) 市民 市内に住所を有する者又は市内に勤務し、若しくは通学する者をいいます。
- (3) 市民活動団体 町内会、NPO法人その他の市内において活動を行う団体をいいます。
- (4) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 将来都市像 市が地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定に基づき策定する基本構想において定めるもので、市民が住みよさを実感し、誇りを持つために目標とする将来のまちの姿をいいます。
- (6) 市民公益活動 市民等が、営利を目的とせず、自主的かつ自立的に行う社会貢献活動であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいいます。以下同じ。)の候補者(その候補者になろうとする者を含みます。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動
 - エ 公益を害するおそれがある活動
- (7) 行政活動 地方自治法第2条の規定により市が事務を処理するために行う活動のことをいいます。
- (8) 市民参加手続 市民等が施策の企画から立案、実施、評価に至るまでの行政活動の各段階に様々な形で関わることをいいます。

解説

この条例における重要な用語を定義しています。

- (1) 市民協働
 - ・ 市民等と市が共通の目的を達成するために、それぞれの役割を自覚し、協力して行動することをいうものです。
 - ・ 共通の目的とは、「将来都市像」の実現を目指すというものです。
 - ・ 行動することとは、知恵を出し、汗を流すことをいうものです。
- (2) 市民
 - ・ 市民協働によるまちづくりを進めるためには、住民だけではなく、千歳に関わりのある人たちが協働の対象となることから、すべて「市民」の定義に含めることとしています。このため、「市民」には、地方自治法に定める住民(市内に住所を有する人)のほか、千歳市内の事業所に通勤している個人や学校に通学している個人を含めています。
- (3) 市民活動団体
 - ・ 市民活動団体は、市内で活動を行っている団体です。
 - ・ 町内会やNPO法人のほか、ボランティアや趣味の活動を行っている団体・サークル等をいいます。

(4) 事業者

- ・ 事業者は、市内において営利を目的として事業を行っている個人や法人をいいます。

(5) 将来都市像

- ・ 千歳市は、地方自治法に基づき、総合的かつ計画的に行政の運営を図るために基本構想を定めています。
- ・ 千歳市の基本構想は、10年ごとに総合計画として策定しており、その中でまちづくりの目標を将来都市像(2)として定めています。

(6) 市民公益活動

- ・ 市民公益活動は、特定の個人や団体の利益を追求することなく、自主的かつ自立的に行われ、社会貢献につながる活動全般をいうものです。
- ・ この中には、自治活動(町内会や、より広範囲な地域における課題解決のために市民が結成した自治組織などが行う地域における活動)及び公益活動(NPO法人やボランティア団体などが行うテーマ別(医療、福祉、教育、自然環境、社会環境など)の活動)が含まれます。
- ・ なお、特定の宗教や政治的な立場に偏るものについては、広く市民を対象にする市民協働によるまちづくりに関わる活動としては適当でないことから、宗教の教義や政治上の主義を広めることを主たる目的とした活動などを市民公益活動の対象から除いています。

(7) 行政活動

- ・ 地方自治法第1条の2第1項には、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と市の役割が定められており、同法第2条において自治体が処理することとされている事務が規定されています。
- ・ 行政活動は、市民の負託を受けて行政を執行する市が、“市民の福祉の増進”を達成するために行うすべての活動をいい、重要な事項については、市議会の議決により決定されます。
- ・ 市民から選挙で選出される市議会(議員)と市(市長)は、将来都市像を実現するため、車の両輪のように均衡を保ちながら、市民の代表としてそれぞれの役割を担っています。

(8) 市民参加手続

- ・ 市民参加手続は、市民等が施策の企画から、立案、実施、評価に至る行政活動の各段階に、様々な形で関わる、行政活動への市民等の参加をいいます。

(2) 将来都市像 ~現在の将来都市像

平成13年度にスタートした10か年のまちづくりの総合計画である「新長期総合計画」では、目標とするまちの姿を次のように定めています。

『めざす将来都市像』

新世紀の幕開けを迎えた今、経済情勢の変化や地方分権、国際化、情報化の進展など千歳市を取り巻く社会経済環境は大きく変貌するとともに、市民の生活意識の変化や少子・高齢化などに伴う新たな課題が拡大しつつあります。

21世紀の第一歩を歩み出す本計画においては、これまでのまちづくりの足跡と新たな時代潮流をふまえ、千歳市が持つ特性や資源、都市基盤などを有効に生かしながら、何よりも市民生活を大切にしつつ地球的視野に立った役割を担っていくことを主題とし、本計画がめざす将来都市像を『ひと・まち きらり 地球の笑顔が見えるまち 千歳』と定めます。

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、将来都市像の実現を目指し、よきパートナーとして、それぞれの特性及び役割を理解し、対等の関係で市民協働によるまちづくりを進めます。

2 市民等及び市は、市民協働によるまちづくりを進めるため、共に協力して市民公益活動に積極的に取り組みます。

解説

市民協働によるまちづくりの基本理念について定めています。

- ・ 市民等と市が、千歳のまちづくりをみんなで(=市民協働により)進めていくことを基本理念として定めています。
- ・ 市民協働によるまちづくりの目標は、「将来都市像」の実現を目指すことです。
- ・ 市民、市民活動団体、事業者及び市の四者が、お互いの特性及び役割を理解し、それぞれが独立・自立した存在を認め合う、対等な協力関係を維持しながら市民協働を進めていくことが重要となります。
- ・ それぞれの特性としては、次のことがあげられます。
 - 市民活動団体は、様々なニーズに合わせて臨機応変に対応できる柔軟性や機動性、先駆性などを有しています。
 - 事業者は、効率的な組織運営により、社会・経済環境の変化に対応したサービス提供ができる反面、費用対効果や市場性を重視します。
 - 市は、公平性・中立性に基づく安定したサービス提供ができる反面、合意形成に一定の時間を要するなどの側面があります。
- ・ 市民協働の関係は、市民等と市との関係だけではなく、市民活動団体と事業者、あるいは市民活動団体同士といったような形態も考えられます。
- ・ どのような協働の場面においても、対等な関係が重要となります。
- ・ 市民協働によるまちづくりを進めるためには、市民等は積極的に市民公益活動に参加し、市はこれを支援することにより、共に協力して市民公益活動に積極的に取り組むことが必要となります。

(市民協働の原則)

第4条 市民等及び市は、次に掲げる原則に基づき、市民協働を推進します。

- (1) 市民等及び市又は市民等相互間におけるまちづくりに関する情報の共有
- (2) 市民協働の担い手となる人材の育成
- (3) 行政活動への市民等の積極的な参加

解説

市民協働を推進するための3つの原則について定めています。

- (1) 市民等及び市又は市民等相互間におけるまちづくりに関する情報の共有
 - ・ 市民等と市がパートナーとしてお互いに信頼しあうことや、「各々が何をするのか」を役割分担していくためには、情報の共有が必要不可欠となります。
 - ・ 「まちはどうな状況なのか」、「どのようなまちにしていくなのか」という情報を、市民等と市が共有し、共通認識を持つことによってまちづくりの課題が明らかとなり、それを解決するために役割分担や協力関係が生まれることが期待されます。
 - ・ 「どんな人たちが活動しているのか」という情報の共有は、市内で行われている活動がわかり、相互協力により、これまで単独ではできなかった分野へ活動の場が広がることを期待されます。
- (2) 市民協働の担い手となる人材の育成
 - ・ 研修やフォーラム、他のまちとの交流などの人材育成プログラムや、市民協働モデル事業などに参画（企画、運営、参加）する中で、実践を通して人材を育成していくことが、市民協働には必要となります。
- (3) 行政活動への市民等の積極的な参加
 - ・ 市の各種施策・事業などの計画、実施、評価などの各段階において、市民等は積極的に参加することが求められており、市は市民等の参加が円滑に行えるよう、各段階に応じて必要な情報の提供に努め、市民等と議論する機会を設けることが市民協働には必要となります。

(市民及び市民活動団体の役割)

第5条 市民及び市民活動団体は、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、行動するとともに、積極的に行政活動に参加するよう努めるものとします。

2 前項に規定する市民及び市民活動団体の役割は、強制されるものではなく、それぞれの自主性に基づくものとします。

解説

市民及び市民活動団体の役割について定めています。

- ・ 市民及び市民活動団体の役割は、自分たちの住むまちや地域に関心を持ち、小さなことでも、自らができることを考え、行動するよう努めることです。
- ・ また、行政活動への積極的な参加に努めることは、市民及び市民活動団体の重要な役割であり、権利でもあります。
- ・ これらの役割は、強制されるものではなく、市民、市民活動団体それぞれの自主性が尊重されます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解を深め、自発的にその推進に努めるものとします。

2 事業者は、市民公益活動がまちづくりに果たす役割の重要性を理解し、自発的に協力し、及び支援するよう努めるものとします。

解説

事業者の役割について定めています。

- ・ 事業者は、地域社会において、物やサービスの供給、雇用創出などの経済活動を通して社会的な使命を果たしています。
- ・ 市民ニーズが多様化し、社会環境が常に変化する現代社会においては、事業者においても、経済活動のみにその行動原理を置くのではなく、市民公益活動がまちづくりに果たす役割を理解し、自発的に市民公益活動に協力するという社会貢献性が求められています。

(市の役割)

第7条 市は、まちづくりの専門機関であることを自覚し、市民の福祉を増進させるため、行政活動に取り組むものとします。

2 市は、市民公益活動を促進するため、必要な助成、活動の場の提供その他の環境の整備に努めるものとします。

3 市は、市民等が行政活動に参加するための様々な機会を設けるものとします。

4 市は、施策の企画から立案、実施、評価に至るまでの行政活動の各段階で、積極的に情報の提供を行うとともに、市民等から情報の提供を受け、まちづくりに関する互いの情報の共有を

図るものとしします。

- 5 市は、市民等の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとしします。
- 6 市は、市民協働の窓口となる部署を設置する等市の組織内における体制の整備を図るとともに、職員に対して、研修等により市民協働の重要性の浸透を図るものとしします。

解説

市の役割について定めています。

- ・ 市は、公平性・中立性に基づく安定したサービス提供ができるまちづくりの専門機関として、市民の福祉を増進させるために行政活動に取り組むものとしています。
- ・ 市民公益活動を促進するための環境の整備とは、この条例の目的やそれぞれの役割などを広く市民に知ってもらい、市民等が協働しやすい環境づくりを行うことです。その具体的な支援策としては、参入の機会の拡大（第13条）や基金の活用等（第16条）などの環境整備があります。また、一人でも多くの市民等が自らの出来る範囲で市民公益活動に取り組めるよう、市は、市民公益活動を側面から支援するため、情報収集や提供、相談、活動の場となる施設などの提供に努めるものとしします。
- ・ 市は市民活動団体との関わりにおいて、必要以上に干渉したり、支援したりすることによって、上下関係や従属意識へ変化してしまう可能性があることに留意する必要があります。一方、市民活動団体は、市からの支援に依存することなく、自立して目標に向かって活動していくことが必要となることから、市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重するものとしします。
- ・ 市は、第9条に規定する審議会等への付議や市民説明会等の開催など、市民等が行政活動に参加するための様々な機会を設けるものとしします。
- ・ 市は、市民が知らないうちに大事な政策などが決まっているということのないように、施策の企画から立案、実施、評価に至る各段階において、市民の参加が円滑に行えるよう、各段階に応じて必要な情報の提供を行うこととしします。
- ・ また、市民等から情報の提供を受け、まちづくりに関する互いの情報の共有を図ることが必要となります。
- ・ 市は、市民等の意向を的確に把握し、施策へ反映させるよう努めるものとしします。
- ・ 市は、まちづくりをしようとする市民等を支援するために、担当窓口となる組織と体制を整えます。
- ・ これからのまちづくりは、「公共的サービスの提供はすべて行政が担うもの」という意識で市が主導的に行うのではなく、市民協働の考え方に立ち、市民等及び市の役割分担の中で進める必要があります。このためには、定義や基本理念で定めている市民協働の認識を、研修などを通して職員一人一人に浸透させ、職員の意識改革を行う必要があります。市民協働を推進するためには、個々の職員が、対等のパートナーとなる市民等の特性を理解するとともに、市民協働の前提となる市民参加や情報共有の重要性などについて認識を新たにすることが必要です。

(市民参加手続の実施)

第8条 市は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を実施しなければなりません。

- (1) 市の基本構想又は基本的事項を定める計画等の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民等に義務を課し、若しくは市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができます。
- (1) 改正又は変更が軽微であるもの
 - (2) 緊急を要するもの
 - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
 - (4) 市内部の事務処理に関するもの
 - (5) 市税の賦課徴収(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により別に税目を起こす場合を除く。)並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
- 3 市長は、前項の規定により市民参加手続の対象から除外したものについて、市民等からその理由を求められたときは、これに回答しなければなりません。

解説

市民参加手続を行う対象について定めています。

第1項について

- ・ 市民参加手続が義務づけられる施策や事業を規定しています。
- (1) 市の基本構想又は基本的事項を定める計画等の策定又は変更
 - ・ 総合計画など市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的事項を定める計画の策定又は変更に関するものをいいます。
 - (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民等に義務を課し、若しくは市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - ・ 市政に関する基本方針を定める条例とは、市政全般にわたり、全市的な施策や事業に係る基本的な考え方や方策を示した条例をいいます。
 - (3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
 - ・ 市の基本的政策を定める計画や市民の権利義務に係る条例の制定等以外であっても、市民等に広く適用され、市民生活に重大な影響を与える施策や制度に関するものは、市民参加を求めるものです。
 - (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
 - ・ 市民等が利用する大規模な公共施設などは、その利用者である市民等のニーズを的確に把握する必要があることから、その建設に係る基本計画等の策定に当たっては、市民参加を求めるものです。

第2項について

- ・ 市民参加手続の対象としないことができるものについて規定しています。

- ・ 行政活動への市民参加を進めることは極めて重要なことですが、様々な分野において総合的に行政活動を行い市民の福祉を増進するという市本来の役割を果たす上で、決定が先延ばしとなったり、他の行政活動に振り向ける財源や人員が不足するというようなことは、避けなければなりません。
- ・ 例えば、法令などによる制約などがあり市民から提出された意見を行政活動に取り入れる余地がほとんどない場合や、極めて軽微なものであって市民参加を求めるまでもない場合などがあります。
- ・ このような観点から「緊急を要するもの」、「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの」、「市内部の事務処理に関するもの」や、長期性・施策の総合性という要素を持たない「改正又は変更が軽微であるもの」については、市民参加の対象としないことができるものとしています。
- ・ 市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関しては、地方自治法第74条において直接請求の対象から除外されていることなどから、第1項（市民参加が義務づけられているもの）にかかわらず、市民参加の対象としないことができるものとしています。ただし、市が独自で行う新税の導入などに当たっては、市民参加の対象となります。

第3項について

- ・ 市は、何らかの理由により市民参加の対象から除外したものについて、市民等から説明を求められたときは、回答しなければなりません。

（市民参加手続の方法）

第9条 市民参加手続の方法は、次のとおりとします。

- (1) 市が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会、協議会等（以下「審議会等」といいます。）への付議
- (2) 市民等及び市又は市民等相互間の自由な意見交換を目的とする説明会、フォーラム、シンポジウムその他の会議（以下「市民説明会等」といいます。）の開催
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

2 市は、市民参加手続を実施しようとするときは、対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民等の関心等を総合的に勘案し、適切な方法で市民参加手続を実施するものとし、より多くの市民等の意見を求める必要があると認めるときは、複数の方法を併用するものとし、

解説

第8条で定めた市民参加手続の実施について、その方法を定めています。

第1項について

- ・ 条例等に基づき設置する審議会等は、次の 、 により設置する各種の審議会、委員会、協議会や私的諮問機関などをいいます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置
専門的な見識や市民意見の反映を目的として要綱等により設置

- ・ 審議会等は、市が諮問（依頼）する特定のテーマについて、審査、調査、検討等を行い、

意見を述べる役割を担っています。対象となる行政活動について、固定されたメンバーにより、詳細で深い議論ができる方法です。

- ・ 審議会等の委員の構成やその選任方法、会議等の公開については、第10条に定めています。
- ・ 市民説明会等は、市民等と市、あるいは市民等相互の自由な意見交換の中から多様な意見を導き出す場で、説明会やフォーラム、シンポジウムという名称で開催することを想定しています。
- ・ 市民説明会等の開催目的や運用については、第11条に定めています。
- ・ 審議会等や市民説明会等によるもののほかに、アンケート、意見募集、電子会議室、モニター制度、縦覧による意見書の提出などの様々な方法を積極的に用います。

第2項について

- ・ 行政活動の性質・内容や市民等の関心度などを総合的に判断し、最も効果的な方法により市民参加手続を行います。また、多くの市民等の意見を求める必要がある場合は、第1項第1号から第3号までの方法の中から、複数の方法を併用するものとします。

(審議会等)

- 第10条 審議会等の委員の任命又は委嘱に当たっては、委員の年齢構成、男女比率、在期数、他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民を選任しようとする場合は、その全部又は一部を公募により選考し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めます。
- 2 審議会等の会議は、原則として公開するものとします。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報等に関する事項で審議会等において非公開と決定した場合は、この限りではありません。
- 3 前項の規定により審議事項を非公開としたときは、その理由を公表するものとします。

解説

審議会等の委員の構成や選任方法、会議等の公開について定めています。

- ・ 審議会等は、さまざまな立場の市民が委員に加わり、多様な意見が反映されることが大変重要なことから、委員の任命や委嘱の際は、年齢構成、男女比率、委員の在期数や、出来るだけ他の審議会等と重複しないように兼職状況等に配慮することとします。
- ・ 委員の固定化をさげ、新しい発想を採り入れるため、審議会等の委員を選任する場合は、全部又は一部を公募により選考するように努めるものとします。
- ・ 「市民等が知らないうちに重要なことが決まっていた」ということのないように、各種の審議会等は、原則公開することとしています。審議会等において、「どのような議論がなされ、答申内容がとりまとめられたのか」という検討状況を明らかにすることは、情報共有につながり、市民等がまちづくりについて考えるきっかけをつくる上で大きな意義があります。このため、非公開とすることが法令などにより定められている場合を除き、審議事項は、公開としています。
- ・ 法令などの定めにより審議会等を非公開としたときは、その理由を公表するものとします。

(市民説明会等)

- | |
|---|
| <p>第11条 市は、市民参加手続の実施に当たって、広く市民等の意見等を聴取する必要があると認めるときは、市民説明会等を開催します。</p> <p>2 市は、市民説明会等の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとします。</p> <p>3 市は、市民説明会等を開催する場合は、説明に係る資料の充実を図る等参加者の理解を深められるよう努めるものとします。</p> <p>4 市は、市民説明会等を開催したときは、開催記録を作成し、公開するものとします。</p> |
|---|

解説

市民説明会等の開催やその留意点について定めています。

- ・ 市が広く市民等の意見を直接聴く必要がある場合には、説明会やフォーラム、シンポジウムなどの市民説明会等を開催するものとします。
- ・ 市民説明会等は、市民等や市が、一堂に会して、膝を交え直接対話することができるため、きめ細かな説明や、意見に対する考え方なども明確に伝えることができるという利点があります。
- ・ ただし、開催に際しては、「一方的な情報提供になる」、「質疑応答形式になる」、「特定の人に発言が集中する」という状況にならない工夫が必要となります。
- ・ 市民説明会等を開催する場合には、開催日時、開催場所、議題などについて、あらかじめ、広報ちとせやホームページなどでお知らせするほか、ポスターや広告なども活用し、広く市民等に参加を呼びかけるものとします。
- ・ また、参加する市民等が内容を十分に理解できるように、必要な説明資料を準備し、できるだけわかりやすい説明に努めるものとします。
- ・ 市民説明会等を開催したときは、その概要がわかる開催記録を作成し、公開するものとします。
- ・ 公開する内容は、開催目的や、議題、寄せられた意見などとし、市役所内の市政情報コーナーやホームページで公開するものとします。
- ・ 寄せられた意見、要望などの概要を明らかにし、当日参加しなかった市民等も含め、情報の共有を図るものとします。

(意見等の取扱い)

- 第12条 市は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等(以下「提出された意見等」といいます。)を総合的かつ多面的に検討しなければなりません。
- 2 市は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、千歳市情報公開条例(平成5年千歳市条例第14号)第9条に規定する非公開情報を除き、提出された意見等の内容、検討経過並びに検討結果及びその理由を公表するものとします。

解説

市民参加手続によって提出された意見等の取扱いについて定めています。

- ・ 第8条に基づき提出された「市民等の意見や情報」は、行政活動に反映することができないかどうかを全庁的にさまざまな角度から検討しなければならないものとしています。
- ・ 提出された意見等の検討を終えたときは、市民等との情報の共有を図るため、検討の経過、結果や理由を公表することとしています。公表する内容は、提出された意見、その意見に対する回答やその理由などとしています。
- ・ 公表する事項のなかに、個人情報や事業活動情報などの非公開情報が含まれるときは、それらの情報を公表しないこととしています。
- ・ 公表する方法は、広報ちとせや市のホームページなど、効果的な周知方法を検討するものとします。

(参入の機会の拡大)

第13条 市は、市が行う業務のうち、柔軟性、機動性、先駆性その他の市民活動団体の特性を活用することができるものについて、参入の機会を拡大するよう努めるものとします。

解説

市が行う業務へ市民活動団体が参入する機会を拡大させることについて定めています。

- ・ 市民活動団体は、社会の様々な課題などに対して、自己の責任の下で、自主的・自発的に取り組んでおり、一般的に、事業者や市とは異なる次のような特性を持っているとされています。

柔軟性～自らが目指す社会的な使命の達成を目的として自主的に活動を行うため、様々な要望に合わせた柔軟なサービスが提供できます。

機動性～地域に密着して活動を行うため、フットワークが軽く、地域課題の解決に向け素早く対応できます。

先駆性～独自の発想で前例や採算性にとらわれずに試行的で先駆的な取り組みができます。

専門性～事業者や市が取り組みをしにくい隙間的な領域の活動を得意とします。

多元性～専門的で特化した活動が得意であり、様々な価値観に対応した多元的なサービスが提供できます。

- ・ 上記のような特性を持つ市民活動団体は、地域の課題に対して、迅速・柔軟に、地域に密着した取り組みを行うことができるものと考えられ、その実践が期待されます。
- ・ そこで、市民活動団体の特性を活用することができる行政サービスについては、参入の機会を拡大するよう努めるものとします。

(協働事業)

第14条 市民活動団体及び市は、次に掲げる協働事業を実施することができます。

(1) 市民活動団体が、自ら有する知識及び技術をまちづくりに活用するために市長に提案する事業

(2) 市民活動団体が有する知識及び技術をまちづくりに活用することができるものとして市が募集する事業

2 前項の規定により協働事業を実施しようとする市民活動団体は、市長に申請するものとします。

3 第1項の規定により実施する協働事業は、次条第1項に定める千歳市市民協働推進会議の審査を経て市長が決定するものとします。

4 市は、協働事業の実施に当たっては、公募及び公開を原則とするよう努めるものとし、協働事業を実施する市民活動団体と対等な関係を保つものとします。

5 協働事業を実施した市民活動団体及び市は、その事業に関し実績を評価し、及び公表することにより、市民等に対して説明責任を果たすものとします。

6 協働事業の内容等については、市長が別に定めます。

解説

協働事業の実施について定めています。

- ・ 市民活動団体及び市は、対等な関係で協働事業を行うことができるものとします。
- ・ 協働事業には、2つの方法があり、市民活動団体が提案する事業（市民提案型）と市が立案し担い手となる団体を募集する事業（市提案型）とします。
- ・ 協働事業は、市民公益活動を活性化するための一つの手法と考えています。このようなことから、市民等が主体的に市民公益活動に取り組むきっかけとなる協働事業を実施します。
- ・ 一般的な業務委託や指定管理者制度などは、民間事業者のもつノウハウを活用し、効率性を求めるのに対し、協働事業は、市民公益活動の促進を狙いとしています。このため、協働事業では、市民活動団体に対象を限定しています。この市民活動団体には、NPO法人などの法人格のある団体だけでなく、任意の団体も含まれます。
- ・ 協働事業の内容等は、別に定めるものとします。

（市民協働推進会議の設置）

第15条 この条例の具体的な運用に関する事項その他市民協働の推進に関して必要な事項を調査審議し、及び実践する機関として、千歳市市民協働推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

解説

市民協働推進会議の設置について定めています。

- ・ この条例の具体的な運用に関する事項その他市民協働の推進に関して必要な事項を調査審議し、及び実践する機関として、千歳市市民協働推進会議を設置するものとします。
- ・ 推進会議は、第14条に規定する協働事業の審査も行うものとします。
- ・ 推進会議の組織や運営に関して必要な事項は、別に定めるものとします。

(みんなで、ひと・まちづくり基金の活用等)

第16条 市は、市民協働を推進するため、千歳市基金条例(昭和39年千歳市条例第22号)第2条第1項第6号に規定するみんなで、ひと・まちづくり基金(以下「基金」といいます。)を活用します。

2 基金に積み立てる額は、予算で定める額のほか、市民等からの寄附金とし、市は、基金に関し市民等から広範な賛同が得られ、積極的な寄附金の申出がなされるよう啓発に努めるものとします。

解説

みんなで、ひと・まちづくり基金の活用等について定めています。

- ・ 市民協働を推進するため、「みんなで、ひと・まちづくり基金」を活用するものとします。
- ・ 市民活動団体は、第13条の解説のように、その特性を活かした活動が期待されますが、資金や人材の確保など活動基盤が不安定で、運営面で苦慮しているという課題を抱えています。一方、社会貢献活動をしたいが、時間的な制約などで活動に直接参加することは難しい市民等がいると考えられます。そこで、「活動基盤を安定させたい市民活動団体」と「社会貢献を望む市民等」を寄附による助成という形で、結びつけるしくみをつくります。
- ・ 市の予算からの積み立てや市民等からの寄附により、市民等と市が支え合うことにより基金を充実させます。
- ・ 基金を活用するしくみは、次のとおりです。
 - 市予算からの支出や市民等からの寄附金により基金(ある目的に活用するために積み立てる市の貯金)に積み立てます。
 - 積み立てた基金は、千歳市市民協働推進会議の審査を経て、協働事業の実施に必要な資金として活用します。

(条例の見直し等)

第 17 条 市は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、市民協働の推進の状況について検討し、その結果、実効性の確保等の観点から見直しの必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとします。

解説

条例の見直し等について定めています。

- ・ 市民協働の取組みの状況に応じ、必要なしくみを弾力的に取り入れながら、適時・適切に施策を実施していくことが重要となります。
- ・ この条例は、“市民協働の成熟”を目指し、進捗状況（市民協働の成熟度）にあわせて条例を見直していく、「育てる条例」と位置づけるものとします。
- ・ 4 年を超えない期間ごとに市民協働の進捗状況や条文の内容について検証を行い、必要がある場合は、条例の改正と同時に制度の変更などを検討するものとします。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、市民協働の推進に関し必要な事項は、規則で定めます。

解説

この条例を施行する際の必要事項を、規則に委任することについて定めています。